

広島県告示第千百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 更生会	広島市西区草津梅が台一〇番一号	訪問看護ステーションこころれ古市	訪問看護ステーションこころれ古市	広島市安佐南区中須一丁目四番二号	平成一九年九月一日
医療法人社団 林医院	呉市倉橋町一一七七	ルネッサンス訪問看護	サンキ・ウエル バイ訪問看護 ステーション 広島	広島市西区己斐中三丁目五二一九	平成一九年九月一日
ウエルバイ株式会社	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	サンキ・ウエル バイ訪問看護 ステーション 広島	サンキ・ウエル バイ訪問看護 ステーション 広島	広島市中区堺町一丁目五番一〇号	平成一九年一月一日